

(様式第A-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【農産物関係】

年 月 日

三重県知事 へ
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 へ

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。
なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請します。

| | | | |
|----------|------------------|-----------------------|---------------|
| | | 登録番号 (他品目で登録がある場合) | |
| 個人・法人の場合 | (フリガナ) 氏名 | | (フリガナ) 団体名 |
| | (フリガナ) 法人名 | | (フリガナ) 代表者 |
| | (フリガナ) 法人代表者名 | | 構成員数 |
| | | | 人 |

※屋号の使用を希望する場合は、法人名欄に「(屋号)〇〇」とご記入ください。(「屋号/生産者名」での認定となります。)

※団体名について
・団体名は固有のものであること。既存の団体の一部が参加する場合は、既存の団体と区別できる名称としてください。
・個人または法人名をもって団体名とすることはできません。

○申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

| | | | |
|--------|---|---------|--|
| 所在地／住所 | 〒 | TEL | |
| | | FAX | |
| | | 携帯電話 | |
| | | E-mail | |
| | | HP アドレス | |

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

○法人または団体における担当者・担当部所(事務局)について

| | | | | |
|--------|--------------|---------|----------------|--|
| 担当者名 | (フリガナ) 氏名 | | 担当部所名 (事務局) | |
| 所在地／住所 | 〒 | TEL | | |
| | | FAX | | |
| | | 携帯電話 | | |
| | | E-mail | | |
| | | HP アドレス | | |

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

1. 申請品目

| 対象品目 | |
|---------|--------|
| 品目番号(イ) | 品目名(ロ) |
| | |

※該当するものを別表「栽培基準表」より選択・記入してください。

(イ)～(ニ)は、「栽培基準表」に対応しています。

※申請する栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有していない場合は、原則として登録は認められません。

| | 適用する作型区分 | | 計画面積 (アール) | 適用区分(該当に○) | | 申請栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有している場合*○を付す |
|---|----------|----------|---------------|------------|-------|---------------------------------|
| | 区分番号(ハ) | 作型区分名(ニ) | | 土耕栽培 | ベッド栽培 | |
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |
| ③ | | | | | | |
| ④ | | | | | | |

| | |
|------------|--|
| 申請品目に対する備考 | |
|------------|--|

2. 現地確認希望日

| | | | |
|--|---|---|---|
| | 年 | 月 | 頃 |
|--|---|---|---|

※登録から現地確認及び認定審査までには2ヶ月程度を要しますのでご注意ください。
 ※提出後、収穫時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡下さい。
 連絡先: (公財)三重県農林水産支援センター 電話: 0598-48-1226

3. 登録要件

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に○印を記入してください。

(1) 登録生産者の責務

- ①登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとします。(要綱第11)
- ②制度運営機関や県が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)
- ③制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)
- ④登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定を受けた者がこれを負うこととします。(要領第8)

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

(2) 低毒性・登録農薬等の使用義務

- ①毒物農薬は使用しません。
- ②水質汚濁性農薬(シマジン、デリス、マリックスなど)は使用しません。
- ③登録農薬を適正に使用し、無登録農薬は一切使用しません。
- ④成分や原料が不明な資材を使用し、成分などが不明な資材は使用しません。

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

(3) 環境にやさしい取り組み

- ①使用済み資材(農薬空容器、肥料空袋など)は、適正に処理します。

| 発生の有無 | 処理方法 (処理委託先名等) |
|-------|-------------------|
| | |

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

- ②水稲種子消毒における農薬廃液はその濃度にかかわらず、廃棄物処理業者に委託するなどして適正に処理し、河川など環境中へ廃棄しません。
 但し、対象農薬の使用基準、使用上の注意等で処理方法が示されている場合はその方法に従って処理します。

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

水稲種子消毒について

| 農薬使用 | ある | | ない | |
|------|----|--|----|--|
| | | | | |
| | | | | |

農薬使用がある場合

| 処理方法 (処理委託先名等) |
|-------------------|
| |

- ③環境にやさしい資材の使用に努めます。

| 具体的取り組み概要 |
|-----------|
| |

(4) 栽培管理内容の記録・公開

- ①栽培管理内容を正確に記録、保管します。
- ②消費者などから求めがあった場合、これを全て公開します。

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

(5) 養液廃液処理の徹底【養液栽培基準】

- ①養液廃液を施設外へ排水する場合は、下記の排水基準以下としうえて、施設外へ排水します。
 【排水基準】 ・水素イオン濃度(pH): 5.8~8.6 ・硝酸態窒素濃度: 250ppm以下
 ・リン酸(P): 45ppm以下

| | |
|------|-------|
| 同意する | 同意しない |
| | |

4. 消費者交流

| 可能 | 検討中 | 備考 |
|----|-----|----|
| | | |

※該当欄に○印を記入

5. 主な販売先

| |
|--|
| |
|--|

※どこで購入できるか、主な小売店について記入してください。

6. 特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示

- ・申請品目について、特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示をしている場合は、○をつけてください。

| | |
|---------------------|---|
| 特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示 | ○ |
|---------------------|---|

7. 他の制度利用状況

- ・申請品目について、みえの安心食材表示制度以外にも、右記の制度を利用している場合には、該当する項目に○印を記入してください。

| | |
|------------------|---|
| ①有機JAS認証制度に基づく表示 | ○ |
| ②GLOBAL G・A・P | ○ |
| ③ASIA GAP | ○ |
| ④JGAP | ○ |

8. 添付資料

- (1)栽培計画書(生産資材利用・栽培計画(内訳書)) (1①から④に対応して様式第A-2号、様式第A-2-②号を添付)
- (2)ほ場・施設概要書(様式第A-3号)
- (3)土壌分析成績書(申請1年以内に実施したもの。【必須項目】pH・陽イオン交換容量・窒素・リン酸・カリ)
- (4)使用資材の概要がわかる資料(肥料袋の写真、パンフレットなど。農薬は不要。)
- (5)団体の場合は団体構成員一覧表(様式第A-1-②号)
- (6)加工を希望する場合は様式第C号及び添付資料(生産者自らが加工を行い、仕入れが無い場合のみ)